

埼玉県オリジナルいちご品種チラシ等デザイン制作業務委託

企画提案募集要領

令和7年7月18日

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 埼玉県オリジナルいちご品種チラシ等デザイン制作業務委託
- (2) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (4) 委託金額の上限 765,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 スケジュール

- (1) 募集要領等の公示 令和7年7月18日
- (2) 質問受付期限 令和7年7月31日 午後5時まで
- (3) 質問への回答 令和7年8月5日
- (4) 企画提案参加申込書の提出期限 令和7年8月22日 午後5時まで
- (5) 企画提案書等の受付期限 令和7年8月29日 午後5時まで
- (6) 書類審査 令和7年9月上旬
- (7) 審査結果の通知 令和7年9月中旬

3 参加資格

次のアからオまでの全てに該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

4 質問事項の受付

本件に関する質問は、次のとおり受け付けること。

(1) 受付期限

令和7年7月31日（木）午後5時まで

(2) 提出書類・方法

質問事項を「様式1 質問書」に記載の上、「11 問合せ先及び書類の提出先」宛て電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「(企業名) 埼玉県オリジナルいちご品種チラシ等デザイン制作業務委託に関する質問」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けないこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、令和7年8月5日（火）までにホームページに掲載する。

HP：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/r7_ichigo_design.html

5 企画提案参加申込書の提出

本件に参加を希望する場合は、あらかじめ以下のとおり書類を提出すること。

(1) 受付期限

令和7年8月22日（金）午後5時まで

(2) 提出書類・方法

「様式2 企画提案参加申込書」に必要事項を記入の上、「11 問合せ先及び書類の提出先」宛て持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

※ 持参による場合、閉庁日及び勤務時間帯（午前8時半から午後5時15分まで）以外は受け付けないこと。

※ 郵送による場合は、書留郵便など配達記録の残る方法によることとし、期限までに必着のこと。

※ 電子メールによる場合は、件名は「(企業名) 埼玉県オリジナルいちご品種チラシ等デザイン制作業務委託 参加申込」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。

6 企画提案書等の提出

(1) 受付期限

令和7年8月29日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

別紙のとおり

※ 審査方法にかかわるため、内容を熟読すること。

(3) 提出部数

(2)の書類について、それぞれ書面7部（正本1部、副本6部）を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。また、提出書類一式の電子データについて、県の指定する方法（別途案内）により提出すること。

※ 持参による場合、閉庁日及び勤務時間帯（午前8時半から午後5時15分まで）以外は受け付けないこと。

※ 郵送による場合は、書留郵便など配達記録の残る方法によることとし、期限までに必着のこと。

(5) その他

ア 企画提案書等の提出後は、内容の変更・差し替え等は認めないこと。また、提出された書類は返却しないこと。

イ 応募書類の作成・提出に要する経費は、応募者の負担とすること。

ウ 提案作品（デザイン本体）は、応募者が創作した未公表の作品に限ること。

7 審査（書類審査）について

(1) 審査方法

ア 提出された企画提案書等により、審査基準に基づき、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、その評価が最も高かった者を契約先候補者として選定する。得点が同点である場合は、委員の協議により契約先候補者を決定する。

なお、プレゼンテーション審査は行わず、書類審査のみで契約先候補者を選定するため、必要事項は網羅的に企画提案書等に記載すること。

イ 評価は、「①提案作品（デザイン本体）に関する事項」、「②自由提案」、「③業務の実施体制等に関する事項」に分けて行い、それぞれを合算した得点をもって行う。

このうち、「①提案作品（デザイン本体）に関する事項」にあつては、提案作品（デザイン本体）ごとに評価し、「②自由提案」及び「③業務の実施体制等に関する事項」にあつては、企画提案者ごとに評価することとする。

例)

	①提案作品（デザイン本体に関する事項）	②自由提案	③業務の実施体制等に関する事項	合計
A事業者	提案作品①：15	5	5	25点
	提案作品②：48			<u>58点(1位)</u>
	提案作品③：20			30点
B事業者	提案作品①：10	0	5	15点
	提案作品②：50			55点
	提案作品③：30			35点

ウ 応募者が一者であった場合は、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、契約先候補者として選定する。

エ 各委員の総合計得点が満点の7割以上となる者がいなかった場合は、契約先候補者を選定しないものとする。

(2) 審査基準

別紙審査基準のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者宛て電子メールで通知するとともに、受託者の名称を埼玉県ホームページにて公表する。

8 契約方法

埼玉県は、提案内容を基に、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

なお、契約先候補者が、契約締結までの間に契約先候補者に事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、審査結果で次点の者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、審査結果で次々点の者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

9 契約保証金

契約の相手方は、財務規則第81条第1項の規定により、契約金額の100分の1の契約保証金を納付すること。ただし、同条第2項の規定に該当するときは、その全部又は一部を免除する。

10 その他留意事項

ア 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

(イ) 「3 参加資格」に該当しないことが確認されたもの

(ウ) 虚偽の申請により資格を得たものが企画提案書等を提出したもの

(エ) 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(オ) 「6 企画提案書等の提出」の(2)に定める書類がないもの

(カ) 委託金額の上限額を超える金額で見積書を提出したもの

イ 契約の相手方として決定した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行うこと。また、情報公開の請求に応じて、契約の相手方となる者の提出書類等の情報公開を行う場合があること。

ウ 緊急等やむを得ない理由等により、本件企画提案を実施することができないと認められる場合は、本件企画提案を停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本件企画提案に要した費用を本県に請求することはできないこと。

11 問合せ先及び書類の提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎5階

埼玉県農林部 農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当 堤・福田

TEL: 048-830-4111

E-mail: a4105-05@pref.saitama.lg.jp

別紙（提出書類）

区 分	説 明
<p>提案作品（デザイン本体）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <p>本業務では、「埼玉県オリジナルいちご品種チラシ等デザイン制作業務委託 仕様書」のとおり、オリジナル品種「あまりん」「かおりん」「べにたま」をPRするチラシ・ポスター用のデザイン制作を行うものである。</p> <p>そのため、少なくとも<u>計3種類のデザイン制作を行うこととなるが、審査手続の負担軽減を図るため、オリジナル品種のうち「あまりん」に係る提案作品（デザイン本体）のみ</u>を提出すること。</p> <p><u>その他の品種（「かおりん」及び「べにたま」）については、提案作品（デザイン本体）の提出は不要であるが、企画提案書において、それぞれの品種用のデザイン制作（コンセプトやキャッチコピー等）の方向性を明示することとし、評価の際の参考情報として評価</u>する。</p> <p><u>提案作品（デザイン本体）は、最大3案まで</u>とすること。</p> <p>提案作品（デザイン本体）は、作品ごとに、<u>それぞれB5版（両面／チラシとして活用することを想定したサイズ）及びB2版（片面／ポスターとして活用することを想定したサイズ）の2つのサイズで提出</u>すること。</p> <p>本業務においては、契約締結後に、デザイン制作用にオリジナル品種の撮影を実施いただく予定である。そのため、<u>提案作品（デザイン本体）中で「写真」を配置する部分については、企画提案時はデザインのラフやカンプを示すこと（書類審査のみで審査するため、可能な限り具体的なものが望ましいこと。）。ラフやカンプの制作に当たっては、本県が所有しているオリジナル品種の素材写真（仕様書の別添2「素材集」）を活用することができるため、必要に応じて、本県宛てに問い合わせること。</u></p> <p>なお、写真に関しては、構図のほかライティングなど撮影技術や撮影方法等にも左右されることから、<u>企画提案書において、撮影を担当するカメラマンの実績など当該提案作品（デザイン本体）を評価する上で参考になる情報を併せて明示すること。</u></p> <p>そのほか、写真以外のデザイン（キャッチコピー、文章等を含む。）と合わせた上で、提案作品（デザイン本体）として提案すること。</p>

区 分	説 明
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>様式は任意とするが、原則としてA4版・両面で作成</u>すること。ただし、A4版では視認が困難な場合などにあつては、A3版を折り込みA4にするなど、適宜対応して差し支えないこと。 ・ <u>企画提案書の1ページ目（表紙）は、次の事項を記載</u>すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 表題（埼玉県オリジナルいちご品種チラシ等デザイン制作業務委託 企画提案書） (2) 応募者の所在地、名称及び代表者職・氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス ・ <u>企画提案書の2ページ目は、「目次」と</u>すること。 ・ <u>企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおり</u>とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各提案作品（デザイン本体）のコンセプト、構図やデザイン、キャッチコピー等の意図、撮影を担当するカメラマンの実績など当該提案作品を評価する上で参考になる情報 (2) 自由提案の内容 (3) 業務実施スケジュール (4) 業務実施体制 (5) その他必要と思われる事項 ・ 企画提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」、「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。
様式3 法人概要調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「様式3 法人概要調書」に必要事項を記載するか、パンフレット等法人の概要が分かるものを提出すること。
見積書（様式任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛先は「埼玉県知事 大野 元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること。副本にもコピーを添付すること。 ・ 「1（4）委託金額の上限」に掲げる上限の範囲内で作成すること。 ・ 見積金額の総額、内訳、消費税を明記すること。なお、内訳は「一式」とせず、項目ごとに数量・単価などの算出根拠を明示すること。